

○総務省令第五十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(空中線電力の表示)  
第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

主搬送波の変調の型式	記号	空中線電力
	主搬送波を変調する信号の性質	
A C	[略]	[略]
D		(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットF型及びインマルサットB G A N型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力 (pY)
F S V		[略]

[2・3 略]

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

[一七七 略]

七の二 設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

八 [略]

九 [略]

[2 略]

改正前

(空中線電力の表示)  
第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

主搬送波の変調の型式	記号	空中線電力
	主搬送波を変調する信号の性質	
A C	[同上]	[同上]
D		(1) インマルサット船舶地球局のインマルサットF型、インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型、インマルサットF型及びインマルサットB G A N型並びに設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局の無線設備にあつては平均電力 (pY)
F S V		[同上]

[2・3 同上]

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

[一七七 同上]

八 設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局

九 [同上]

十 [同上]

[2 同上]

<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 略</p> <p>五 略</p> <p>〔一〕(5) 略</p> <p>(6) 設備規則第四十九条の二十三の三第一号に規定する技術基準</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の二十三の四に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の二十四第三項第一号に規定する技術基準</p> <p>(11) 設備規則第四十九条の二十四第三項第二号に規定する技術基準</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準</p> <p>(13) 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準</p> <p>〔一四〕(15) 略</p> <p>〔六・七 略〕</p> <p>七の二 設備規則第三条第九号の二に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局</p> <p>八 設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準</p> <p>八〇 略</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇四 同上</p> <p>五 同上</p> <p>〔一〕(5) 同上</p> <p>(6) 設備規則第四十九条の二十四第一項に規定する技術基準</p> <p>(7) 設備規則第四十九条の二十四第二項に規定する技術基準</p> <p>(8) 設備規則第四十九条の二十四第三項に規定する技術基準</p> <p>(9) 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準</p> <p>(10) 設備規則第四十九条の二十四第五項第一号に規定する技術基準</p> <p>(11) 設備規則第四十九条の二十四第五項第二号に規定する技術基準</p> <p>(12) 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準</p> <p>(13) 設備規則第四十九条の二十四第七項に規定する技術基準</p> <p>〔一四〕(15) 同上</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 設備規則第三条第十号に規定する防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局</p> <p>九 設備規則第四十九条の二十四の四に規定する技術基準</p> <p>九〇 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 5 及び第 20 条の 8 関係）  [1～3 略]</p> <p>4 4 枚目 (VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに<u>設備規則第 49 条の 23 の 4、設備規則第 49 条の 24 の 2 及び設備規則第 49 条の 24 の 3</u>に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)  [表 略]</p> <p>5 5 枚目 (VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに<u>設備規則第 49 条の 23 の 4、設備規則第 49 条の 24 の 2 及び設備規則第 49 条の 24 の 3</u>に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)  [表 略]</p>	<p>別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第 20 条の 5 及び第 20 条の 8 関係）  [1～3 同左]</p> <p>4 4 枚目 (VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに<u>設備規則第 49 条の 24 の 2 及び設備規則第 49 条の 24 の 3</u>に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)  [表 同左]</p> <p>5 5 枚目 (VSAT 地球局、設備規則第 45 条の 21 に規定する航空機地球局並びに<u>設備規則第 49 条の 24 の 2 及び設備規則第 49 条の 24 の 3</u>に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)  [表 同左]</p>
備考 表 中の [ ] の記号は印刷しなす。	

（無線設備規則の一部改正）

第三条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一〇九 略」

九の二 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、公共業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

「十一〇 略」

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「略」

「2 略」

3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(第四十九条の二十三の四に規定する無線設備を使用するものを除く。以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の無線設備又は海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線標識、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

「4 略」

(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 「略」

「2 略」

「削る」

(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一〇九 同上」

「十一〇 同上」 「防災対策携帯移動衛星通信」とは、公共業務を行うことを目的として開設された携帯基地地球局と携帯移動地球局との間で、主として防災対策のために行われる無線通信及びその無線通信を制御するために行われる無線通信をいう。

「十一〇 同上」

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「同上」

「2 同上」

3 国際移動通信衛星機構が監督する法人が開設する人工衛星局(以下「インマルサット人工衛星局」という。)の中継により海岸地球局と通信を行うために開設する船舶地球局(以下「インマルサット船舶地球局」という。)の無線設備、インマルサット人工衛星局の中継により携帯基地地球局と通信を行うために開設する携帯移動地球局(以下「インマルサット携帯移動地球局」という。)の無線設備、海域で運用される構造物上に開設する無線局であつてインマルサット人工衛星局の中継により無線通信を行うものの無線設備、航空機地球局の無線設備のうち一、六二六・五MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの、衛星測位誤差補正情報を提供する無線航行陸上局の無線設備、衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置、携帯用位置指示無線設備、第四十五条の三の五に規定する無線設備及び航空機用救命無線機の送信設備の空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

「4 同上」

(インマルサット船舶地球局等の無線設備の条件)

第四十条の四 「同上」

「2 同上」

3 「インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備は、第一項各号(第五号を除く。)に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、位相変調であること。

ロ 送信速度は、通信の種類に応じて次のいずれかに規定する値(許容偏差は、百万分の

一〇とする。)であること。  
 (1) 無線電信による通信(呼出し又は応答を行うためのものに限る。)を行う場合 毎秒三、〇〇〇ビット

(2) (1)以外の通信を行う場合 毎秒八、〇〇〇ビット

ハ 位相雑音のレベルは、なるべく別図第四号の九に示す曲線の値を超えないこと。

ニ 送信電力の値が通常の値を五デシベル以上上回る場合に、送信を直ちに停止する機能を有すること。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)一〇デシベル以上であること。

ロ 無線電信による通信(ハに規定するものを除く。)を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ 無線電信による通信(呼出し及び回線割当てを行うためのものに限る。)を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ニ 無線電話による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が次の表の上欄に掲げるレベルの電波を受信した場合においては、復調後におけるビット誤り率は、それぞれ同表の下欄に掲げる値以下であること。

搬送波電力と雑音の電力密度との比	復調後におけるビット誤り率
四二デシベル	一〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で四パーセント以下であること
四三・四デシベル	二〇秒以上の時間において九〇パーセントの確率で二パーセント以下であること

三 空中線の条件

イ 軸対称空中線を使用する場合にあつては、主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。



5|| 4|| 3||  
 [略]  
 [略]  
 [略]

第四十九条の二十三の三 非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行

う携帯移動地球局で、一、六一〇MHzから一、六一八・七五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、  
 四八三・五MHzから二、五〇〇MHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適  
 合するものでなければならない。

一 複信方式の無線設備

イ 一般的条件

(1) 携帯基地地球局と通信を行う個々の携帯移動地球局の送信装置が自動的に識別される  
 ものであること。

(2) 携帯移動地球局が使用する周波数は、携帯基地地球局の制御信号により自動的に選択  
 されるものであること。

ロ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、それぞれ次の表に定めるとおりであるこ  
 と。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
一〇〇kHzを超え三〇MHz以下	一〇キロヘルツ	(一) 八七デシベル以下
三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	一〇〇キロヘルツ	(二) 八七デシベル以下
以下		
一、〇〇〇MHzを超え二二、七五〇MHz以下	一〇〇〇キロヘルツ	(一) 七七デシベル以下

6|| 5|| 4||  
 [同上]  
 [同上]  
 [同上]

〔新設〕

主輻射の方向からの離角 ( $\theta$ )	絶対利得
四〇度以上一一〇度以下	次に掲げる式による値以下 $46-25\log_{10} \theta$ デシベル
一一〇度を超え一八〇度以下	(一) 五デシベル以下

四 ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。  
 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、左旋円偏波又は直線偏波であること。

二 単向通信方式の無線設備

イ 周波数はあらかじめ設定されたものであり、位置情報によつて適切に選択されるものであること。

ロ 前号ロ及びハの条件を満たすものであること。

第四十九条の二十三の四 対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を

〔新設〕

行う携帯移動地球局で、二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波を送信し、一九・七GHzから二〇・二GHzまでの周波数の電波を受信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができ、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、電波の発射を開始できる機能を有すること。

ハ 制御携帯基地地球局の制御により電波の発射を停止する機能を有すること。

二 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ホ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ 二九・五GHzから三〇GHzまでの周波数の電波の発射を禁止された領域内において電波の発射を停止する機能を有すること。

二 送信装置の条件

送信空中線から静止衛星軌道の三度以内の方向に輻射される四〇kHzの帯域幅当たりの電力は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

対向する衛星方向からの離角（ $\theta$ ）	最大輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
二度以上七度以下	次に掲げる式による値以下 $19.25 \log_{10} \theta$ デシベル
七度を超え九・二度以下	（一）二デシベル以下

九・二度を超え四八度以下	次に掲げる式による値以下 $22.25 \log_{10} \theta$ デシベル
四八度を超え一八〇度以下	(一)一〇デシベル以下

注一 送信電力制御機能を有する場合であつて、降雨等により搬送波の減衰がある場合は、

この表の値にかかわらず、減衰量を補うために電力を増加させることができる。

二 送信電力制御機能を有しない場合であつて、無線通信規則第三章に定める手続(以下「国際調整」という。)で合意した値がある場合には、この表の規定にかかわらず、その値を最大輻射電力とすることができる。

三 符号分割多元接続方式を使用し、二以上の局が同一の四〇kHzの帯域内で同時に送信する場合、下欄に掲げる値から次に掲げる式による値を減じる(以下「 $10 \log_{10} N$  デシベル (Nは整数)」

ただし、国際調整で合意した場合は、他の方法を用いることができる。

四 仰角が三〇度以下の範囲で運用する場合は、下欄に掲げる値に次に掲げる式による値を加えることができる。

$3-0.1 \epsilon$  デシベル

$\epsilon$  は静止衛星軌道に対する仰角とし、5度以下のときは5とする。

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 [略]

[削る]

(インマルサット携帯移動地球局の無線設備)

第四十九条の二十四 [同上]

2|| インマルサット携帯移動地球局のインマルサットM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

イ 変調方式は、第四十条の四第四項第一号イに規定する条件に適合すること。

ロ 送信速度は、通信の種類に応じて次の(1)又は(2)に規定する値(許容偏差は、 $0 \cdot 00$ パーセント以内とする。)であること。

(1) (2)以外の通信を行う場合 毎秒八、 $000$ ビット

(2) 呼出し及び応答を行うための通信を行う場合 毎秒三、 $000$ ビット

ハ 位相雑音のレベルは、第四十条の四第四項第一号ハに規定する条件に適合すること。

ニ 第四十条の四第四項第一号ニに規定する条件に適合すること。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、(一)二デシベル以上であること。

ロ 無線データ(ファクシミリ伝送を含む。)による通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の $0 \cdot 三五$ 、かつ、四相位相変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が四一・六デシベルとなるレベルの電波

を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、三、六〇〇秒以上の時間において九五パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ハ 呼出し及び回線割当てを行うための通信を行う場合にあつては、搬送波の周波数偏差が九二四ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、二相位相変調波の搬送電力と雑音の電力密度との比が三九・九デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、任意の一時間において八〇パーセントの確率で〇・〇〇一パーセント以下であること。

ニ 無線電話による通信を行う場合にあつては、第四十条の四第四項第二号ニに規定する条件に適合すること。

三 空中線の条件

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

空中線が人工衛星局(インマルサット人工衛星)	区別		絶対利得
	主輻射の方向からの離角 ( $\theta$ )		
三〇度以上四〇度以下	水平方向 二一度以上四八度以下	次に掲げる式による値以下 $38 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル	次に掲げる式による値以下 $15 - 0.0012 \theta^2$ デシベル
	垂直方向 二〇度以上一三〇度以下	次に掲げる式による値以下 $15 - 0.0012 \theta^2$ デシベル	
三〇度以下	水平方向 四八度を超え一八〇度以下	(一)五デシベル以下	(一)五デシベル以下
	垂直方向 二〇度以上七〇度以下	次に掲げる式による値以下 $41 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル	
七〇度を超え一八〇度以下		(一)五デシベル以下	

次に掲げる式による値以下  
 $14 + 10 \log_{10} (\sin(x)/x)$  デシベル

局をいう。以下この条において同じ。)の方向を自動的に追尾する機能を有しないものを用いられる平面アレイアンテナ		ル
四〇度を超え九〇度以下	次に掲げる式による値以下	$x = 4.1 \theta$ デシベル
九〇度を超え一八〇度以下		$4 - 25 \log_{10} \theta$ デシベル
		(一)五デシベル以下

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、第四十条の四第四項第三号ロに規定する条件に適合すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

3|| インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の条件

第四十条の四第五項第一号に規定する条件に適合すること。この場合において、同号ロ(3)中「毎秒五、六〇〇ビット又は毎秒二四、〇〇〇ビット」とあるのは、「毎秒五、六〇〇ビット」と読み替えるものとする。

二 受信装置の条件

イ 空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比は、次の(1)又は(2)に規定する値以上であること。

(1) 無線高速データによる通信を行う機能を有する無線設備の場合 (一)七デシベル

(2) (1)以外の無線設備の場合 (一)一七デシベル

ロ 第四十五条の二十第二項第二号ロからニまでに規定する条件に適合すること。

ハ 無線高速データ通信を行うものにあつては、搬送波の周波数偏差が、一一〇ヘルツ、クロック周波数偏差が百万分の〇・三五、かつ、一六値直交振幅変調波の搬送波電力と雑音の電力密度との比が五三・二デシベルとなるレベルの電波を受信した場合において、復調後におけるビット誤り率は、一、五〇〇秒以上の時間において〇・〇〇〇〇パーセント以下であること。

三 空中線の条件

イ 主輻射の方向からの離角に対する絶対利得は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる相対利得の許容値に空中線の最大利得を加えた値以下であること。

区別	相対利得の許容値
主輻射の方向からの離角 ( $\theta$ )	

無線高速データによる  
通信を行う機能を有す  
るもの

二五度以上三三度未満	次に掲げる式による値 $33\log_{10}(\cos(2.2(\theta-1)))$ デシベル
三三度以上六〇度未満	次に掲げる式による値 $-2.10\log_{10} \theta$ デシベル
六〇度以上七五度未満	次に掲げる式による値 $51.2-40\log_{10} \theta$ デシベル
七五度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $-0.41 \theta + 6.9$ デシベル
九〇度以上一一八〇度以下	(一)三〇デシベル
四〇度以上九〇度未満	次に掲げる式による値 $38-25\log_{10} \theta$ デシベル
九〇度以上一一八〇度以下	(一)一一三デシベル
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	
空中線が人工衛星局の方向を自動的に追尾する機能を有するもの	

ロ 送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。  
四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。  
4)〜7) [同上]

別表第一号 (第5条関係)

[略]

[注1〜31 同左]

32 インサナルサット船舶地球局及びインサナルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

2)〜5) [並]

別表第一号 (第5条関係)

[略]

[注1〜31 略]

32 インサナルサット船舶地球局及びインサナルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) インバーサルサットC型及びインバーサルサットD型の無線設備 150Hz  
 [削る]  
 (2) インバーサルサットF型の無線設備 1,250Hz  
 (3) [略]  
 (4) [略]  
 (5) [略]  
 [33～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～4 略]

第5 インバーサルサット船舶地球局及びインバーサルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

[1 略]  
 [削る]

[削る]

2～5 [略]  
 [第6～72 略]

第73 第49条の23の3及び第49条の23の4に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

別表第三号 (第7条関係)

[1～13 略]

14 インバーサルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1) 略]  
 [削る]

- (1) インバーサルサットC型及びインバーサルサットD型の無線設備 150Hz  
 (2) インバーサルサットM型の無線設備 1,090Hz  
 (3) インバーサルサットミニM型及びインバーサルサットF型の無線設備 1,250Hz  
 (4) [同左]  
 (5) [同左]  
 [33～57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～4 同左]

第5 インバーサルサット船舶地球局及びインバーサルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

[1 同左]

2 インバーサルサットM型の無線設備  
 (1) 変調信号の送信速度が毎秒 3,000 ビットのもの 60kHz  
 (2) (1)以外のもの 8kHz

3 インバーサルサットミニM型の無線設備  
 (1) 変調信号の送信速度が毎秒 3,000 ビットのもの 60kHz

(2) 変調信号の送信速度が毎秒 67,200 ビット又は 134,400 ビットのもの 40kHz  
 (3) (1)及び(2)以外のもの 5.6kHz

4～7 [同左]  
 [第6～72 同左]

[新設]

別表第三号 (第7条関係)

[1～13 同左]

14 インバーサルサット船舶地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1) 同左]

(2) インバーサルサット船舶地球局のインバーサルサットM型の送信設備  
 ア 変調時におけるスプリアス発射（高調波発射を除く。）の等価平方輻射電力の強度の許容値は、無線設備の種類に応じて次のとおりとする。  
 (ア) 標準同調範囲型の無線設備

任意の 4kHz 幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHz から 1,646.6MHz までの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が 100kHz を超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価平方輻射電力より 60dB 低い値とする。

<p>② 略] [15～36 略]</p> <p>37 インターネット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 略]</p> <p>〔削る]</p> <p>② インターネット携帯移動地球局のインターネットF型の送信設備</p> <p>14②に規定する値とする。</p> <p>③ 略] [4] 略] [5] 略] [38～61 略]</p>	<p>(イ) 限定同調範囲型の無線設備</p> <p>任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,631.4MHzから1,646.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。</p> <p>イ 高調波発射 (18GHz以下の周波数のものに限り。)の強度の許容値は、等価等方輻射電力が(-)23dBW以下である値とする。</p> <p>③ 同左] [15～36 同左]</p> <p>37 インターネット携帯移動地球局の送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕 同左]</p> <p>② インターネット携帯移動地球局のインターネットM型の送信設備</p> <p>ア 変調時におけるスプリアス発射 (高調波発射を除く。)の等価等方輻射電力の強度の許容値は、任意の4kHz幅において別図第1号に示す曲線の値とする。ただし、1,626.4MHzから1,660.6MHzまでの周波数帯における変調時の周波数ごとのスプリアス発射の強度の許容値は、離調周波数が100kHzを超えるものに対して無変調時の基本周波数の等価等方輻射電力より60dB低い値とする。</p> <p>イ 高調波発射 (18GHz以下の周波数のものに限り。)の強度の許容値は、14②イに規定する値とする。</p> <p>② インターネット携帯移動地球局のインターネットミニM型の送信設備及びインターネット携帯移動地球局のインターネットF型の送信設備</p> <p>14③に規定する値とする。</p> <p>④ 同左] [5] 同左] [6] 同左] [38～61 同左]</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八條の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕二十八の二の二 略〕

二十八の二の三 設備規則第四十九條の二十三の三においてその無線設備の条件が定められて

いる携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の四 設備規則第四十九條の二十三の四においてその無線設備の条件が定められて

いる携帯移動地球局に使用するための無線設備

〔二十八の三〕七十二 略〕

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六條及び第二十五條関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 略〕

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八條の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕二十八の二の二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔二十八の三〕七十二 同上〕

〔二十八の三〕七十二 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六條及び第二十五條関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 同上〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 同上〕

置 装 一			
二 試験項目			
三 測定器等			
		四 特定無線設備の種類	
			略〕
			の号八十二第項一第條二第
			の号八十二第項一第條二第
			の号八十二第項一第條二第
			略〕

置 装 一			
二 試験項目			
三 測定器等			
		四 特定無線設備の種類	
			同上〕
			の号八十二第項一第條二第
			同上〕







「イ 略」

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の三、第二十八号の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九条の二十三の四、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

【一・三 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【表示 略】

【注1～3 略】

「イ 同上」

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号ヘからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

【一・三 同上】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【表示 同左】

【注1～3 同左】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
[略]	[略]
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	G S
第2条第1項第28号の2の3に掲げる無線設備	<u>N S</u>
第2条第1項第28号の2の4に掲げる無線設備	<u>O S</u>
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	V Y
[略]	[略]

[5 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特 定 無 線 設 備 の 種 別	記 号
[同左]	[同左]
第2条第1項第28号の2の2に掲げる無線設備	G S
第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備	V Y
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。